

座間味村海域安全隊事業  
提案募集要項

平成 27 年4月

## I 概要

### (1) 事業名

座間味村海域安全隊事業

### (2) 発注者

座間味村（以下、「村」という。）

＜担当部局＞

産業振興課 船舶観光班

〒901-3496 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 番地

電話 098-987-2320

F A X 098-987-2329

### (3) 事業の目的

事故の未然防止と周辺環境の保全（サンゴの破壊）のため、来場者への事前レクチャーを行い、海水浴客の安全への意識の啓蒙が図られ、安全で安心な遊泳を楽しんでもらうことを目的とする。

### (4) 事業の内容

提案が採用された事業者は、その提案を基に事業を実施する。

### (5) 業務の範囲

別紙仕様書による

### (6) 募集方法

公募型プロポーザル方式によるものとする。

### (7) 募集する内容

別紙仕様書による

### (8) 報告書及び日報の提出

事業者は平成 27 年 11 月 15 日をまでに村へ提出する。

## II 事業者の募集及び選定のスケジュール

### (1) 意思表明書の提出

- ・ 日時 平成 27 年 4 月 15 日（水） 17 時まで（必着）
  - ・ 場所 座間味村役場 産業振興課
- ※ 提出意思表明書を郵送にて提出すること。  
※ 参加を辞退する際には、速やかに辞退届を提出すること。

### (2) 質問書の受付

- ・ 日時 平成 27 年 4 月 15 日（水） 17 時まで受付
- ※ 質問は文書を持って行い、質問書（別紙様式 1）を提出すること。
- ・ F A X 可 F A X : 098-987-2329

### (3) 提案書の提出

- ・ 日時 平成 27 年 4 月 17 日 (金) 17 時まで (必着)
- ・ 場所 座間味村役場 産業振興課

### (4) プレゼンテーション等の日時

- ・ 日時 平成 27 年 4 月 20 日 (月) ※時間等については、後日連絡
- ・ 場所 座間味離島振興総合センター  
※プレゼンテーションは、パワーポイント等によって行う。  
※当日持参するものは、スライドの紙ベースの資料 7 部、ノートパソコン。  
※プロジェクターとスクリーンは開催場所にて用意します。  
※出席者は 1 事業者あたり 3 名以内とする。  
※所要時間については、各事業者 20 分 (説明 15 分、質疑応答 5 分)

### (5) 審査結果について

審査は提案内容を総合的に審査し、最も優れていると考えられる提案を選定する。

### (6) 審査結果の公表

- ・ 日時 平成 27 年 4 月 21 日 (火)
- ・ 審査結果の公表  
審査の結果は、すべての提案者に対して文書をもって通知する。なお、選定結果に対する異議等は一切受け付けない。

### (7) 契約等について

事業者と速やかに委託契約を締結する。

## Ⅲ 応募条件等

### (1) 応募資格

事業者は次に掲げる要件をすべて満たしている事。

- ① 参加表明書の提出期日において地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく座間味村の入札参加制限を受けていない者であること。
- ② 参加意思表明書提出期日以前 3 カ月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者であること。
- ③ 会社更生法に基づき更正手続きの開始申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てをしている者でないこと。又は民事再生法に基づき再生手続きの開始申し立てをしている者でないこと。
- ④ 最近 1 年間の法人税、法人事業税を滞納していない者であること。

### (2) 意思の表明

応募者は、あらかじめ「提案書の提出意思表明書」(別紙様式 2)を提出することと

し、次の書類を添付すること。

- ・会社案内
- ・財務諸表（直近1年分）
- ・法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近1年分）

### **（3）応募に関する留意事項**

- ① 提案に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- ② 応募者は、1つの提案しかできない。
- ③ 提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円を使用することとする。
- ④ 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- ⑤ 提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には提案書を無効とする。
- ⑥ 提案書に記載した責任者等は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合、又は提案書による協力企業等に同等以上の資格と経験を有する技術者をもってあてるものとする場合、あらかじめ村の承諾を得ればこのかぎりではない。
- ⑦ 全般的な留意事項として、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力専門用語を使用せず、平易な表現で記載すること。
- ⑧ 提案書は返却しない。なお、提案書は応募者に無断で使用しない。

## IV 提案について

### **（1）提出書類**

提案は、次に上げる書類をもって行うものとする。

企画提案書（任意様式）

### **（2）提出方法**

提出部数は7部持参すること。（提案書は正本を1部とし、他は写しを添付すること。）

サイズはA4とする。ただし、図面についてはA3も可。（折り込みでA4とすること。）